

改正

令和2年3月4日告示第22号

屋久島町訪日外国人旅行者受入環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本町を訪れる外国人観光客に対するおもてなし及び観光環境の利便性向上を図るため、町内における観光関連企業等又は個人事業主が実施する外国語標記等の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、屋久島町補助金等交付規則（平成19年屋久島町規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の営業の許可を受けている者をいう。

2 この要綱で「飲食事業者」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により食品営業の許可を受けている者をいう。

3 この要綱で「小売事業者」とは、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類Ⅰ－小売業に分類される事業を営む者をいう。

4 この要綱で「交通事業者」とは、次の各号に定める者をいう。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により一般旅客自動車運送事業の経営の許可を受けている者

(2) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の営業の許可を受けている者

(3) 旅客船ターミナル施設又は航空ターミナル施設を設置し、管理する者

(4) 道路運送法第80条第1項の規定により自家用自動車の有償貸し渡し業の許可を受けている者

5 この要綱で「旅行事業者」とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録、第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受け、町内の着地型旅行商品を展開する者をいう。

6 この要綱で「ガイド事業者」とは、屋久島公認ガイド利用推進条例（平成27年屋久島町条例第32号）第6条第1項の規定により、屋久島公認ガイドとして認定を受けている者をいう。

7 この要綱で「町税等」とは、町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料のほか、屋久島町を債権者とする公共料金をいう。

(補助金の交付対象事業者)

第3条 この要綱による補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、町内に施設、店舗、事務所又は事業所等を有し、次のいずれかに該当する事業主とする。

- (1) 宿泊事業者
- (2) 飲食事業者
- (3) 小売事業者
- (4) 交通事業者
- (5) 旅行事業者
- (6) ガイド事業者
- (7) 見学、拝観、体験等観光客の受け入れを行う観光事業者（前各号を除く）及び地場産品製造事業者
- (8) その他、町長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としな

- (1) 同一年度に本補助金の交付限度額の交付を受けた者
- (2) 町税等を滞納している者
- (3) 屋久島町暴力団排除条例（平成24年屋久島町条例第20号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (4) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (5) 前2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にある者

(補助金の交付対象事業及び経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の各項に掲げる事業及び経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付決定日より前に着手された事業がある場合、当該事業及び経費は、補助対象事業及び補助対象経費として認めない。

3 第1項の規定にかかわらず、本補助金の補助対象事業及び補助対象経費と同一の事業及び経費について、他の助成等を受けている場合は、当該助成等を控除した経費を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額で、50万円を限度とし、

予算の範囲内で交付するものとする。ただし、交通事業者のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第4号及び第5号に規定される公共交通事業者等（航路、航空路又は路線を定めて定期に運行する交通事業者に限る。）については、100万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請に係る添付書類）

第6条 規則第4条第1項第4号に規定する添付書類は、次の各号のとおりとする。

- （1） 営業許可書の写し（宿泊事業者、飲食事業者及び交通事業者に限る。）
- （2） 旅行業法第3条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録又は第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を証する書類の写し（旅行事業者に限る。）
- （3） 屋久島公認ガイド公認証の写し（ガイド事業者に限る。）
- （4） 納税証明書
- （5） 町税等情報閲覧同意書
- （6） 見積書の写し
- （7） デザイン図、設置箇所、サイズ、数量、表記する言語種類や内容など、整備しようとする内容の分かる書類
- （8） 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

（実績報告に係る添付書類）

第7条 規則第14条第3号に規定する添付書類は、次の各号のとおりとする。

- （1） 経費明細書及び支出を証明する書類の写し（契約書、請求書、領収書、納品書等）
 - （2） 写真（事業を完了したことを確認できるもの）
 - （3） 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
- （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年3月4日告示第22号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項	補助対象事業	補助対象経費	補助要件等
1	多言語翻訳機器の導入事業	・多言語翻訳機器購入費 ※リース料、回線使用料、保守点検・修繕料等のランニングコストや多言語翻訳機能が付随的機能であるスマートフォン等の機器購入費は対象外。	・外国人観光客の受入体制の充実のために、新たに整備するものであること。
2	案内板表示等の多言語化事業	・看板、屋内表示物の多言語案内表示等作成に要する経費 ・多言語版のメニュー表作成に要する経費 ・翻訳費用 ※既存設備の撤去経費、看板などの店舗名称のみを外国語表記した経費、商品名の単純なローマ字化など、内容の乏しい案内板等制作費や看板等の新設に伴う用地購入費は対象外。	・外国人観光客の受入体制の充実のために、新たに整備するものであること。 ・単なるローマ字化ではなく、日本語の内容が正しく外国人観光客に伝わるよう翻訳された表記であること。
3	無料公衆無線LAN環境整備事業	・ルーター等の機器購入費、設置工事費等の初期導入経費 ※回線使用料、保守点検・修繕料等のランニングコストは対象外。	・外国人観光客の受入体制の充実のために、新たに整備するものであること。 ・無線LANへの接続端末を保有する外国人観光客に対して、無料で無線LANサービスを提供すること。 ・外国人観光客に対して、無線LANサービスが無料で利用できることを、施設内において多言語

			表記を行い、分かりやすく表示すること。
4	クレジットカード等の決済環境整備事業	・クレジットカード決済や電子決済対応端末機器の購入費、設置工事費 ・決済システムのアプリケーション導入経費 ※リース料、回線使用料、保守点検・修繕料等のランニングコストは対象外。	・外国人観光客の受入体制の充実のために、新たに整備するものであること。
5	トイレ洋式化事業	・和式トイレの洋式化改修経費 ・既設洋式トイレにおける無機能便座から温水洗浄便座への改修経費 ※簡易便座の設置は対象外。	・外国人観光客の受入体制の充実のために整備するものであること。
6	自社ウェブサイトの多言語化事業	・多言語ウェブサイトの新規開設又は既存ウェブサイトの多言語改修経費 ・翻訳費用 ※既存の多言語ウェブサイトの更新等経費、日本語ウェブサイトの更新等経費、回線使用料、保守料等のランニングコストは対象外。	・単なるローマ字化ではなく、日本語の内容が正しく外国人観光客に伝わるよう翻訳された表記であること。
7	その他外国人観光客の受入環境の整備に資すると町長が認める事業	※必要に応じて審査判断する。	・上記のいずれの事業にも該当しないが、外国人観光客の受入体制の充実に資するもの。